

添付図面の作成

1 位置図

- (1) 岩石採取場の位置を5万分の1の地図に朱書きで表示すること。
- (2) 採取場と骨材プラントが離れているときは、採取場からプラントに至る運搬経路を茶色で、プラントの位置を青色で表示すること。

2 周辺図

標準縮尺は、2千分の1～5千分の1とし、採取場所の区域を朱線で囲み、かつ、境界から300mの範囲内の状況について次の事項を表示すること。

ア 切羽の位置

イ 災害防止施設の設置場所

ウ 廃土石たい積場の位置

エ 岩石採取場並びにその周辺300mの範囲以内に存する保安物件(河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物及び農業用施設等)の位置。

3 平面図

- (1) 平面図は現況の実測図とし、縮尺は5百分の1～1千分の1とする。
- (2) 図面は、採取場内及び採取場の区域外30m以上の範囲の地形を明示したものであること。(測量士、土地家屋調査士等の氏名、登録番号、作成年月日を記入すること。)
- (3) 縦断、横断測点及び測量の基準点(永久杭)を明示すること。
- (4) 採取場の範囲(境界)を朱線で囲み保全区域を緑色で明示し、採取区域を赤色で着色すること。
- (5) 廃土石たい積場、沈殿池、破碎選別施設、汚水処理場、火薬庫及び災害防止施設の設置場所等を記載するとともに、採取箇所については切羽の位置、場内運搬路及び排水路記入し、掘削方向は赤の矢印で、雨水の流出方向は、青色の矢印で図示すること。

4 縦断図

- (1) 図面は現況実測図とし、縮尺は5百分の1～1千分の1とすること。(測量士、土地家屋調査士等の氏名、登録番号、作成年月日を記入すること。)
- (2) 図面には、地盤高、計画高、法面勾配及びベンチ幅等を記入し、採取範囲を明確にするとともに保全区域、境界線を明示すること。なお、最終計画地盤を明示すること。
- (3) 測点間隔は40m以内とし、断面が大きく変化するところは追加すること。

5 横断図

- (1) 上記4の縦断図に準じて作成すること。
- (2) 図面に廃土及び採取する鉱量数を記入すること。

6 字図

- (1) 字図の写しは登記所に備えられた公図の写しとすること。(測量士、土地家屋調査士等の氏名、登録番号、作成年月日を記入すること。)
- (2) 字図は採取場の区域、専用道路、専用水路及び隣接土地を含めたものとし、土地の地目、番地、所有者を記載し、採取場の区域に係るものについては、土地登記簿の謄本を添付すること。なお、採取場の区域は朱線で囲むこと。

7 排水系統図

- (1) 図面は平面図と兼用してもよい。
- (2) 採取場内の湧水、上流の沢水の場合内貫流、雨水及び沈澱池からの排水を流す水路を青色で着色し、要所に→印で記入のうえ、○○川、○○池に流すとの説明書きをすること。
- (3) 排水計算書と合致すること。

8 円管、水路構造図

- (1) 縮尺は任意とする。
- (2) 構造物の材料、寸法等を明記すること。
- (3) 断面決定については、場内水等を流し得る断面とし、添付書類の作成要領の13によること。

9 沈砂、沈殿池構造図

- (1) 縮尺は任意とする。
- (2) 降雨によって場内を流れる汚濁水、場内湧水、沢水の場合内貫流による汚濁水並びに水洗設備のある所はその汚濁水等を処理し得る大きさとする。
- (3) 沈砂、沈殿地はコンクリート造り、その他堅固な構造とし、添付書類の作成要領の14によること。

10 廃土、廃石たい積図

- (1) たい積場の位置は平面図に、又はたい積場が場外にある場合は周辺図に明示し、たい積面積、たい積量を記載し、縦横断面計画図(縮尺5百分の1～1千分の1)を作成すること。
- (2) たい積法面勾配は30度以下とし、「基準書」の基準に準じて計算すること。

11 搬出経路図

- (1) 採取場から国道、県道等の公道に至るまでの経路を茶色の矢印で周辺図等に明示すること。
- (2) 原石、製品若しくは廃土石を特定の工場その他の施設等に搬出するときは、当該工場その他の施設等に至るまでの経路を表示すること。

1.2 全体面積求積図

- (1) 縮尺は、平面図と同縮尺とする。面積は三斜求積法もしくは座標値により算出すること。
- (2) 岩石採取場の区域（保全区域、事務所、防災施設、破碎選別、洗浄施設等の区域を含む。）の面積を表し、様式第1号の1の全体面積と合致すること。

1.3 採取区域求積図

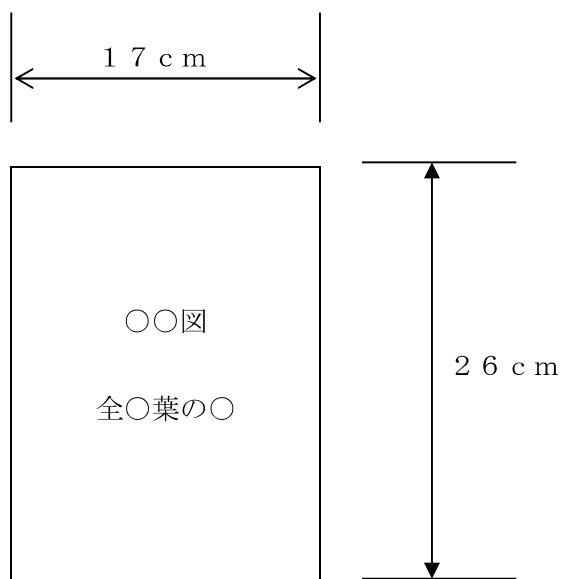
- (1) 上記1.2の(1)に準じて算出すること。
- (2) 岩石を採取する区域の面積を表し、様式第1号の1の採取面積と合致すること。

1.4 跡地利用、緑化計画図

- (1) 平面、縦横断図を作成すること。ただし、縮尺は平面図と同縮尺とする。
- (2) 添付書類の作成要領の10に基づき、利用計画ごとに地区分けをして、緑化時期ごとに着色すること。

1.5 その他

添付図面には一覧表に基づき番号を附し、横断図の表には測点番号を附すること。



(図面の折り方)